学校法人愛知淑徳学園内部通報に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人愛知淑徳学園（以下、「本学園」という。）の業務に関し、法令、もしくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図るために必要な体制を整備し、もって本学園の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第２条　本規程において「法令等違反行為」とは、法人並びに教職員及び役員による法令等に違反する行為又は法人が定める各種内部規程に違反する行為をいい、「通報対象行為」とは、法令等違反行為又はそのおそれのある行為をいう。

２　本規程において「教職員」とは、以下の通りである。

（１）愛知淑徳大学就業規則の第３条、第４条にて定める者及び派遣職員、業務委託職員等をいう。

（２）愛知淑徳中学・高等学校就業規則の第４条にて定める者及び派遣職員、業務委託職員等をいう。

３　本規程において「役員」とは、学校法人愛知淑徳学園寄附行為の第５条にて定める者をいう。

４　本規程において「通報」とは、本学園並びに教職員及び役員による通報対象行為を知らせることをいい、「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることをいう。

５　本規程において「内部公益通報」とは、通報のうち公益通報者保護法第３条第１号及び第６条第１号に定める公益通報をいう。

６　本規程において「本件窓口」とは、第５条に定める通報を受け付けるための内部窓口及び外部窓口をいう。

７　本規程において「公益通報対応業務」とは、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事案の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。

８　本規程において「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう。

９　本規程において「利用対象者」とは、本件窓口を利用できる者をいう。

10　本規程において「本件窓口利用者」とは、本件窓口に対して通報又は相談を行った利用対象者をいう。

11　本規程において「対象事案」とは、本件窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行為をいう。

12　本規程において「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう。

13　本規程において「被通報者」とは、通報対象行為を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。

14　本規程において「本件窓口担当者」とは、本件窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう。

15　本規程において「調査担当者」とは、対象事案に関する調査に関与する者をいう。

16　本規程において「処分等」とは、大学及び中高の就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、本学が行うことができる一切の措置をいう。

17　本規程において「不利益な取扱い」とは、解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・出向・転籍、退職勧奨、更新拒否、損害賠償請求、事実上の嫌がらせ、退職金等における不利益な取扱い、その他の一切の不利益な取扱いをいう。

18　本規程において「職制上のレポーティングライン」とは、本学園役員のほか、各々の教職員及び役員にとっての上長（直属の上長に限られない。）をいう。

19　本規程において「是正措置等」とは是正措置及び再発防止策をあわせたものをいう。

（内部通報の体制整備）

第３条　本学園において、通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括する。

（通報処理責任者）

第４条　本件窓口の責任者（以下、「通報処理責任者」という。）は、大学関係は大学学長とする。ま

た、中高関係は中高校長とし、各々、対象事案について必要な措置を講じるものとする。
２　通報処理責任者は、本規程に係る業務執行状況について、理事長及び監事に報告する。
　なお、大学関係に関しては、学長から理事長に報告を行うこととする。
　また、学長は、必要に応じて副学長（兼不正行為防止対策委員長）に指示を出し、不正行為防止対策委員会との連携を図ることとする。

（窓口及び利用対象者）
第５条　通報又は相談を受付ける内部窓口を大学総務事務室（以下、「担当事務室」という。）及び外部に設置することができる。
　なお、本件窓口担当者は、通報処理責任者が担当事務室の職員の中から指名する。
　本件窓口担当者は、通報処理責任者に対し、誓約書を提出する。
２　本件窓口において法人役員に関係する又は関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合は、監事との間で、その後の方針について協議を行う。
　ただし、監事への報告だけでは独立性が十分に担保できない場合、責任者は、その他相当と認める措置をとらなければならない。
３　本件窓口において内部公益通報を受ける本学園担当者は、本規程により従事者として指定される。なお、本学園は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する（様式第１）。
４　利用対象者は、本学園教職員（通報の日から１年以内に本学園教職員であった者を含む。）及び役員とする。
５　利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。

（通報又は相談の方法）
第６条　本件窓口の利用方法は、電話・電子メール・ＦＡＸ・書面及び面会とし、匿名の通報の場合は、当該通報に信ずるに足る相当の理由・証拠等があるものに限りこれを受け付けることができる。

（範囲外共有の防止を含めた情報管理）
第７条　本件窓口担当者は、本件窓口利用者の氏名及び職員番号を含む本件窓口利用者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の本件窓口担当者に共有せず、また、本件窓口利用者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を本件窓口担当者以外に共有しないものとする。
２　調査担当者は、調査協力者の氏名及び職員番号を含む調査協力者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の調査担当者及び本件窓口担当者に共有せず、また、調査協力者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を本件窓口担当者及び調査担当者以外に共有しないものとする。
３　対象事案に関する調査により得られた情報（第１項及び第２項に定める情報を除く。）は、本件窓口担当者、調査担当者、法令違反行為等の是正措置等の検討に関与する教職員及び役員、理事会の構成員及び事務局並びに必要に応じて行政機関に限り共有するものとする。
４　法人は、職員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとるものとする。
５　法人は、職員等が、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとるものとする。

（禁止事項）
第８条　教職員及び役員は、不正の利益を得る目的、本学園又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、通報又は相談を行ってはならない。

（通知等）
第９条　本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、通報又は相談を受け付けた旨を速やかに通知するとともに、調査開始の有無等についても本件窓口利用者が通報又は相談をした日から２０日以内に通知しなければならない。
２　本件窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等

に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。
３　本件窓口担当者は、対象事案に関する調査の完了後、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、第１４条第１項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

（調査委員会）
第10条　理事長は、本件窓口に通報された対象事案の調査のために必要な場合は、公益通報調査委員会（以下「調査委員会」という）を置くことができる。
　調査委員会は、通報処理責任者を委員長とし、その他、理事長が指名した者で構成する。
　また、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、当該事案に関連する部門の責任者や対象事案に対する権限を所管する部門等にも調査を行わせることができる。
２　通報処理責任者は、本規程により従事者として指定されるものとし、本学園は、通報処理責任者に対し、従事者の地位に就くことが通報処理責任者自身に明らかとなる方法により伝達する（様式第１）。
３　通報処理責任者は、本件窓口に通報された内部公益通報に該当する対象事案の調査を担当する者に対して本件窓口利用者を特定させる事項を伝達される場合には、従事者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を従事者として指定する（様式第１）。
４　調査委員会は、速やかに調査の上、調査結果を理事長に報告する。
５　第１項ないし第４項の定めにかかわらず、第５条第２項に基づいて監事と協議を行った対象事案については、監事と協議のうえ、調査主体及び調査方法を決定するものとし、当該協議に基づいて調査担当者となった者について、第１項ないし第４項を準用する。

（秘密保持）
第11条　教職員及び役員は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。
２　教職員及び役員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

（是正措置等）
第12条　理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。この場合において、本学園役員が関係することが認められた対象事案のときは、監事に対して、是正措置等の対応状況を報告しなければならない。
２　理事長は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。
３　理事長がコンプライアンス違反を行ったことが明らかになった場合は、監事は当該事実を理事会に報告し、理事会は、是正に必要な措置をとった後、理事会が相当と認める方法により、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとるものとする。

（記録）
第13条　本学園は、本件窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後５年間、保管しなければならず、その方法は、情報管理の観点から適切なものによらなければならない。

（不利益取扱いの禁止）
第14条　本学園は、本件窓口に通報又は相談したことを理由として、本件窓口利用者に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。
２　教職員は、他の教職員が本件窓口に通報又は相談したことを理由として、当該教職員に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。
３　本学園は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

（探索の禁止）
第15条　教職員及び役員は、本件窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

（利益相反の回避）
第16条　教職員及び役員は、対象事案に関係する者である場合は、当該事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。
２　教職員及び役員は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、自身が当該対象事案に関係する者ではないことを確認するものとし、当該対象事案に関係する者である場合には通報処理責任者に報告しなければならない。
３　報告を受けた通報処理責任者は、当該教職員及び役員の対象事案への対応の関与可否を判断する。
４　本件窓口担当者は、自らが対象事案に関係する通報又は相談を受け付けた場合には、他の本件窓口担当者に引き継がなければならない。

（職制上のレポーティングラインにおける通報者等の保護等）
第17条　教職員及び役員は、職制上のレポーティングラインに対して通報又は相談を行った者に対して、当該通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
２　教職員及び役員は、職制上のレポーティングラインへの通報に関する調査に協力した者に対して、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
３　職制上のレポーティングラインに対して行われた通報又は相談についても、本学園は、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施し、その結果を受けて必要な範囲で是正措置等を講じ、それらの記録を適切に作成・保管するとともに、教職員及び役員は、前２項の遵守に加えて、範囲外共有の防止を含めた情報管理、探索の禁止、秘密保持、利益相反の回避等に関し、本規程に定める通報及び相談に準じて取り扱う。

（本学園以外に公益通報を行った者の保護等）
第18条　教職員及び役員は、公益通報者保護法第３条第２号及び第３号並びに同法第６条第２号及び第３号に定める保護要件を満たす公益通報を行った者に対して、当該通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
２　教職員及び役員は、前項に定める公益通報を行った者を探索してはならず、また、当該者を特定させる事項を本学園が認めた範囲以外に共有しないものとする。

（処分等）
第19条　本規程の違反行為が明らかになった場合には、本学園は、就業規則に従い、当該行為を行った教職員及び役員に対して適切な処分等を課さなければならない。
２　調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、本学園は、当該法令等違反行為に関与した教職員及び役員に対して適切な処分等を課さなければならない。
３　職員及び役員が、必要最小限の範囲を超えて通報者を特定させる情報を漏らした場合若しくはやむを得ない場合でないにもかかわらず通報者の探索を行った場合、又は通報者に対し不利益な取扱いを行った場合は、理事長は、当該行為を行った役職者に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等諸般の事情を考慮して、懲戒処分等を行う。
４　理事長がコンプライアンス違反又は前項に掲げる行為を行った場合は、理事会が適切な措置をとるものとする。

（救済・回復等）
第20条　本規程の違反行為（第７条及び第１１条の違反行為を含むが、これらに限られない。）が明らかになった場合には、本学園は、当該行為による被害・違反等について、適切な救済・回復措置等を講じなければならない。

（周知・研修）
第21条　通報処理責任者は、個人情報等の保護に配慮した上で、本件窓口の運用実績について教職員及び役員に対して周知するものとする。
２　通報処理責任者は、理事長を含む全ての教職員及び役員に対して、定期的に内部通報制度に関す

る周知及び研修を行うものとする。

（他規程による取扱い）
第22条　次の各号に掲げる規程に定める内部通報については、当該各号に掲げる規程の定めるところにより取り扱うものとする。
（１）愛知淑徳大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
（２）愛知淑徳大学における公的研究費等の運営及び管理に関する規程

（本規程に基づく制度の運用及び改善）
第23条　理事長は、本規程に関する整備及び運用の状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

（所管）
第24条　本規程の所管は、大学総務事務室とする。

（規程の改廃）
第25条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事会が行う。

（雑則）
第26条　この規程に定めるもののほか、必要な手続きは別に定める。

附　則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１（第５条、第１０条関係）　従事者指定書